

8. 特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）

※ 1日あたりの報酬となります

※（ ）内が旧単位となります

基本報酬の改定ポイント					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定施設入居者生活介護費	538単位 (536)	604単位 (602)	674単位 (671)	738単位 (735)	807単位 (804)
短期利用特定施設入居者生活介護費	538単位 (536)	604単位 (602)	674単位 (671)	738単位 (735)	807単位 (804)
	要支援1	要支援2			
介護予防特定施設入居者生活介護費	182単位 (181)	311単位 (310)			

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定ポイント		
(1) 加算の新設		
名称	区分：単位数	詳細
入居継続支援加算	(II) : 22単位/日	<p>○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※1）を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること</p> <p>○ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上（※2）であること</p> <p>※1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為 ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養</p> <p>※2 テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「7又はその端数を増すごとに1以上」とする。</p>
生活機能向上連携加算	(I) : 100単位/月	<p>○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</p> <p>○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</p>
個別機能訓練加算	(II) : 20単位/月	<p>○ 個別機能訓練加算（I）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。</p>

ADL維持等加算	<p>(I) : 30単位/月 (II) : 60単位/月</p>	<p><u>< ADL維持等加算(I) ></u> ○ 以下の要件を満たすこと イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。</p> <p><u>< ADL維持等加算(II) ></u> ○ ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。 ○ 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。</p>
科学的介護 推進体制加算	40単位/月	<p>○ 以下のいずれの要件も満たすことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
看取り介護加算	<p>(II) 死亡日45～31日前 : 572単位/日 死亡日30～4日前 : 644単位/日 死亡日前々日、前日 : 1,180単位/日 死亡日 : 1,780単位/日</p>	<p>○ 要件として、以下の内容等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。 ・看取りに関する協議等の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示) ・看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。
サービス提供体制 強化加算	(I) : 22単位/日	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上</p> <p>上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。</p>

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
入居継続支援加算	36単位/日	(Ⅰ) : 36単位/日
生活機能向上連携加算	200単位/月	(Ⅱ) : 200単位/月
個別機能訓練加算	12単位/日	(Ⅰ) : 12単位/日
口腔・栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算 : 5単位/回	20単位/回 ○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
看取り介護加算	・ 死亡日30～4日前 : 144単位/日 ・ 死亡日前々日、前日 : 680単位/日 ・ 死亡日 : 1,280単位/日	(Ⅰ) ・ 死亡日45～31日前 : 72単位/日 ・ 死亡日30～4日前 : 144単位/日 ・ 死亡日前々日、前日 : 680単位/日 ・ 死亡日 : 1,280単位/日
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) イ : 18単位/日	(Ⅱ) : 18単位/日
	(Ⅰ) ロ : 12単位/日 (Ⅱ) : 6単位/日 (Ⅲ) : 6単位/日	(Ⅲ) : 6単位/日 以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ 勤続7年以上30%以上

※ 社会保障審議会（介護給付費分科会）資料より抜粋